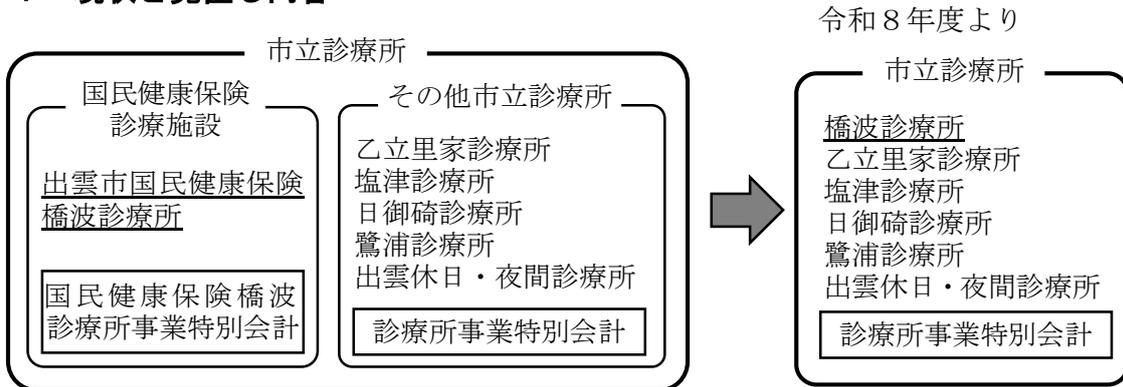


## 診療所事業特別会計の見直しについて

今後の市立診療所の安定的な運営に向け、令和 8 年度より以下のとおり出雲市国民健康保険橋波診療所の事業費を診療所事業特別会計に移管し、全ての市立診療所の事業費を当該会計へ一元化するように見直します。

なお、これに伴い、国民健康保険橋波診療所事業特別会計は廃止します。

### 1 現状と見直し内容



### 2 見直し理由

#### (1)事務の効率化

全ての市立診療所の事業費を診療所事業特別会計へ一元化することにより、帳票の作成や事業費の管理等の事務の効率化を図ることができること。

#### (2)財政運営上のメリット

出雲市国民健康保険橋波診療所は、国民健康保険診療施設（以下「国保直診」という。）であるため、国民健康保険調整交付金を受けているが、国保直診から外れることで、島根県へき地医療対策費補助金の交付対象となる。

基準額は同補助金の方が高額であることから、得られる財政支援の増額が期待できること。

### 3 関係条例

- (1)出雲市特別会計条例（改正）
- (2)出雲市国民健康保険条例（改正）
- (3)出雲市国民健康保険直営診療所設置条例（廃止）
- (4)出雲市診療所の設置及び管理に関する条例（改正）

### 4 今後のスケジュール（予定）

- 令和 7 年度 1 2 月議会において関係条例の改廃案を提出  
3 月議会において令和 8 年度予算案を提出

- 令和 8 年度 4 月より診療所事業特別会計で全 6 市立診療所を運営